

改正

平成27年12月24日規則第39号

平成30年2月1日規則第2号

佐久市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例（平成26年佐久市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例許可の申請の手続等)

第2条 条例第4条第2項の規定による許可（以下「特例許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特例許可申請書（様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ、別表に掲げる図書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、特例許可をするときは、特例許可通知書（様式第2号）に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 市長は、特例許可をしないときは、特例許可をしない旨の通知書（様式第3号）に第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(意見の聴取の公告)

第3条 市長は、条例第4条第3項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可をしようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告するものとする。

(許可に当たり意見の聴取等を要しない場合)

第4条 条例第4条第3項の規則で定める建築物の増築、改築又は移転は、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。

(2) 増築又は改築後の条例第4条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。

(3) 用途の変更を伴わないこと。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成27年12月24日規則第39号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則（平成30年2月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	擁壁の設置その他安全上適当な措置
	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
各階平面図	縮尺及び方位

	間取、各室の用途及び床面積
	壁及び筋かいの位置及び種類
	通し柱及び開口部の位置
	延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造
	申請に係る建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第3条第2項の規定により法第28条の2（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第137条の4の2に規定する基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物である場合であって当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項において「増築等」という。）をしようとするときにあっては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第137条の4の3第3号に規定する措置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
2面以上の立面図	縮尺
	開口部の位置
	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造（法第62条第1項本文に規定する建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものについては、縮尺、開口部の位置及び構造並びに外壁及び軒裏の構造）
2面以上の断面図	縮尺
	地盤面
	各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ

様式第1号（第2条関係）
様式第1号（第2条関係）

特例許可申請書

（第一面）

佐久市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例第4条第2項の規定による許可を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

（申請先）佐久市長

年 月 日

申請者氏名

㊟

【1 申請者】

【イ 氏名のフリガナ】

【ロ 氏名】

【ハ 郵便番号】

【ニ 住所】

【ホ 電話番号】

【2 設計者】

【イ 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ 氏名】

【ハ 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ 郵便番号】

【ホ 所在地】

【ヘ 電話番号】

※受付欄	※決裁欄		
年 月 日			
第 号			
係員印			
※公告欄	※公開による意見の 聴取の期日欄	※都市計画審議会同 意欄	※許可番号欄
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第 号	第 号	第 号	第 号
係員印	係員印	係員印	係員印

※欄は記入しないでください。

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1 地名地番】
【2 住居表示】
【3 防火地域】 <input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし
【※4 その他の区域、地域、地区、街区】
【5 道路】
【イ 幅員】
【ロ 敷地と接している部分の長さ】
【6 敷地面積】
【イ 敷地面積】 (1) () () () () (2) () () () ()
【ロ 用途地域等】 () () () ()
【ハ 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 () () () ()
【ニ 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】 () () () ()
【ホ 敷地面積の合計】 (1) (2)
【ヘ 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】
【ト 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】
【チ 備考】
【7 主要用途】 (区分)
【8 工事種別】 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替え
【9 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ 建築面積】 () () ()
【ロ 建築面積の敷地面積に対する割合】
【10 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ 建築物全体】 () () ()
【ロ 地階の住宅の部分】 () () ()
【ハ 共同住宅の共用の廊下等の部分】 () () ()
【ニ 自動車車庫等の部分】 () () ()
【ホ 住宅の部分】 () () ()
【ヘ 延べ面積】
【ト 容積率】
【11 建築物の数】
【イ 申請に係る建築物の数】
【ロ 同一敷地内の他の建築物の数】
【12 工事着手予定年月】 年 月
【13 工事完了予定年月】 年 月
【14 その他必要な事項】
【15 備考】

(第三面)

建築物別概要

【1 番号】

【2 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替

【3 構造】 造 一部 造

【4 高さ】

【イ 最高の高さ】

【ロ 最高の軒の高さ】

【5 階別用途別床面積】

【イ 階別】

	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()

【6 その他必要な事項】

【7 備考】

特例許可通知書

第 号
年 月 日

様

佐久市長



年 月 日付けの申請を佐久市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例第4条第2項の規定に基づき許可したので、通知します。

記

1 建築場所

2 建築物の概要

(1) 主要用途

(2) 構造規模(構造)

(3) 延べ面積

3 許可に際しての必要な条件

特例許可をしない旨の通知書

第 号

年 月 日

様

佐久市長



別添の許可申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により佐久市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例第4条第2項の規定による許可をしないこととしましたので、通知します。

記

（理由）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐久市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐久市を被告として(訴訟において佐久市を代表する者は佐久市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。